

陳 情 文 書 表 (1 5 - 4 - その 1)

- 1 受理番号 陳情第10号 平成27年11月17日受理
- 2 件 名 緊急に介護報酬の再改定を求める陳情書
- 3 陳 情 者 住 所 千葉市中央区長洲1-10-8 自治体福祉センター 3F
団体名 社会保障推進千葉県協議会
氏 名 会長 鈴木徳男

4 趣 旨

2015年4月に改定された介護報酬は、ほぼ全てのサービスで基本報酬が引き下げとなりました。改定では、重点化された認知症・中重度の利用者に対応する加算(0.56%)や介護職員の処遇改善加算(1.65%)が設けられましたが、これらを除けばマイナス4.48%と、かつてない大幅なマイナスとなっています。

社会保障推進千葉県協議会が、6月から7月にかけて実施した県内介護事業所アンケートでは、経営への影響として、「増収」と回答しているのは7%にすぎません。一方、「減収」と回答しているのは約63%で今回の改定の影響の大きさが伺えます。

とりわけ、デイサービスや特別養護老人ホームではマイナスによる影響は大きく、県下各地で「採算」の合わない事業所の閉鎖・事業からの撤退も起き始めています。

今回の介護報酬改定が住民から介護サービスを奪う事態を引き起こすことは明らかです。

政府は、今回の改定で介護報酬を引き下げたことにより「保険料の上昇を抑えた」と宣伝しています。しかし、それは同時に、介護サービスを縮小させサービスを利用できない利用者(介護難民)を生むことを意味しています。社会保障の充実を理由に消費税を引き上げておきながら、「制度の持続可能性」を理由に介護報酬を引き下げ、介護保障を後退させることは納得できません。

地域の介護資源を維持させ、安全・安心の介護を守るためには、介護事業の維持、および確保が困難となっている介護労働者の処遇改善を実施可能とする介護報酬の大幅なプラス改定が必要不可欠です。同時に、介護報酬の引き上げが、住民・利用者の保険料・利用料負担増につながらないための措置も必要です。

以上の趣旨により、下記事項について政府及び関係行政官庁へ意見書を提出していただくよう陳情いたします。

- (1) 介護事業者と介護労働者が充実したサービスを提供できるよう、緊急に介護報酬を大幅に引き上げること。
- (2) 介護報酬の引き上げが住民・利用者の保険料・利用料負担増につながらない措置をとること。

5 付託委員会(案) 教育福祉常任委員会